

講 義 録 レ ポ ー ト

講義録コード 14-22-4-3-11-01

講 座	公務員講座	科目①	基本マスター講義
目標年	2022年合格目標	科目②	国際法
コース	外務専門職	回 数	1 回
		通算回数	15 回
用 途	ビデオブース ・ 集合DVD ・ DVDフォロー ・ DLフォロー ・ Webフォロー WEB通信 ・ DVD通信		

収録日	2021 年 2 月 8 日				
講師名	井能 強志 講師	講義録 内訳	その他 枚数	0	枚 ※正誤表を 含む
			レジュメ 枚数	4	枚
			板書 枚数	4	枚 ※レポートを 含まず
			ミニテスト 枚数	0	枚

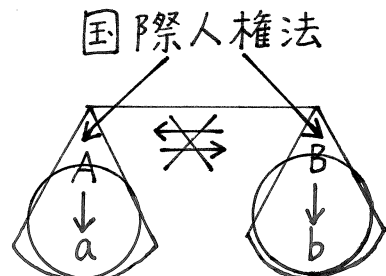
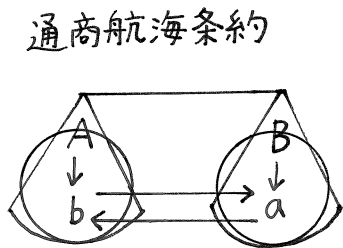
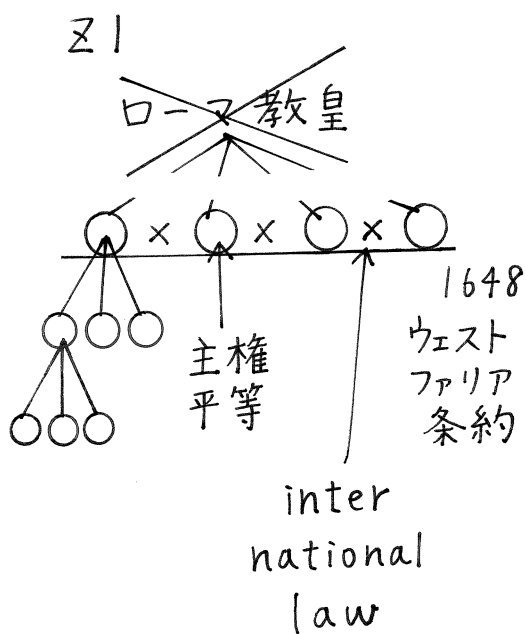
授業構成	講 義 ⇒ 休憩 ⇒ 講 義 ⇒ 休憩 ⇒ 講 義 ⇒ 終了				
	(64) 分		(54) 分		(44) 分
実施テスト	有 ・ 無				
	<ミニテスト・演習>		() 第_____回		
使用教材	●'22目標 外務専門職 基本マスター国際法 テキスト				
	●国際法 図解資料集				
	●その他配布物 (講師配布レジュメ 4枚)				
配布教材	●教材 ('22目標 外務専門職 基本マスター国際法 テキスト)		____1____冊		
	●教材 (国際法 図解資料集)		____1____冊		
	●教材 (講師配布レジュメ)		____4____枚		講義録添付 (有 ・ 無)
備考					

この講義録の著作権は、TAC株式会社または権利者に帰属しており、当社に無断で複製、改変、転載、転用、インターネット上にアップロードする等の著作権を侵害する行為は法律によって禁止されております。

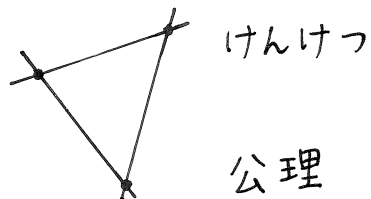
公務員講義録	コース・講義等	外専基本マスター講義	科目	国際法	回数	1
--------	---------	------------	----	-----	----	---

配布物	★テスト類： [] ★その他の配布物1： [] ★その他の配布物2： []	講師	井能 先生
-----	--	----	-------

黒板内容



ローマ法諺

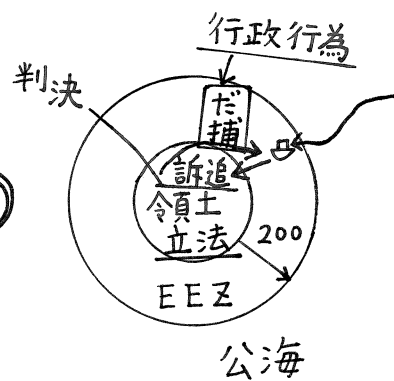
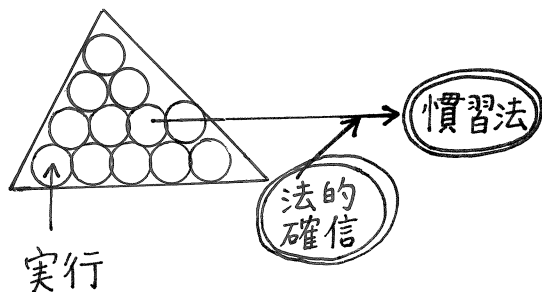


公海自由 18c半

Codification

規程 statute

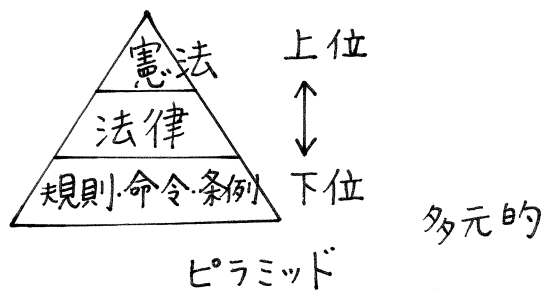
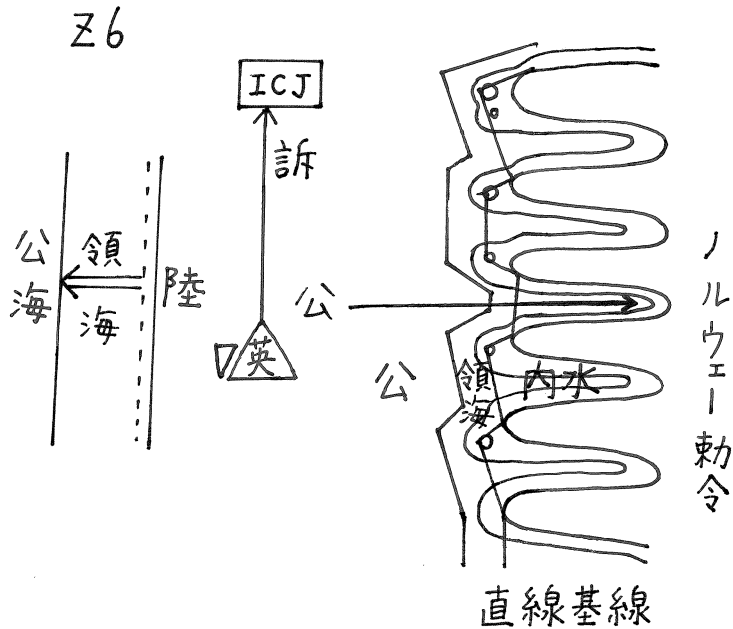
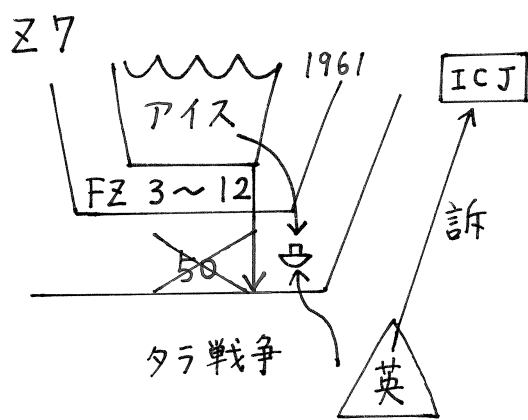
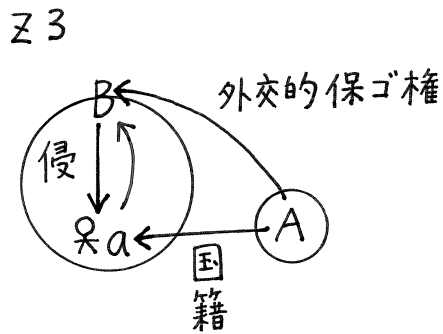
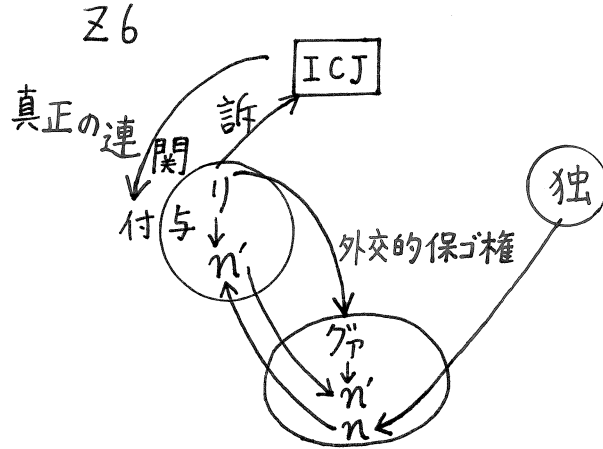
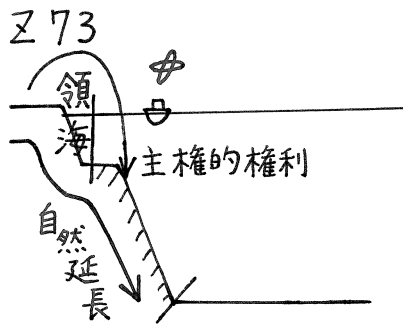
規定 provision
article



公務員講義録	コース・講義等	外専基本マスター講義	科目	国際法	回数	1
--------	---------	------------	----	-----	----	---

配布物	★テスト類： [] ★その他の配布物1： [] ★その他の配布物2： []	講師	井能 先生
-----	--	----	-------

黒板内容



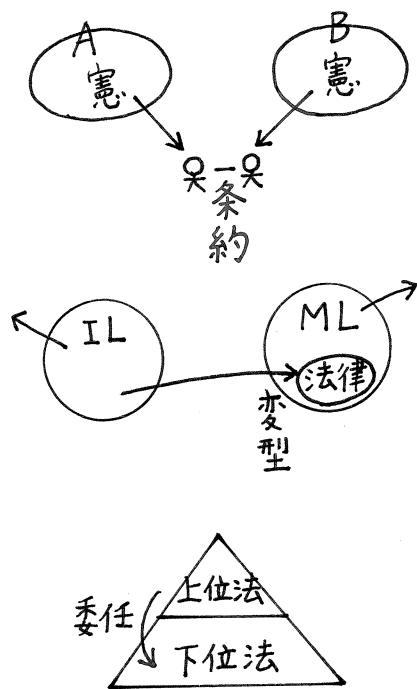
公務員講義録	コース・講義等	外専基本マスター講義	科目	国際法	回数	1
--------	---------	------------	----	-----	----	---

配布物	★テスト類： []	講師	井能 先生
	★その他の配布物1： []		
	★その他の配布物2： []		

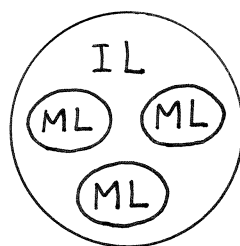
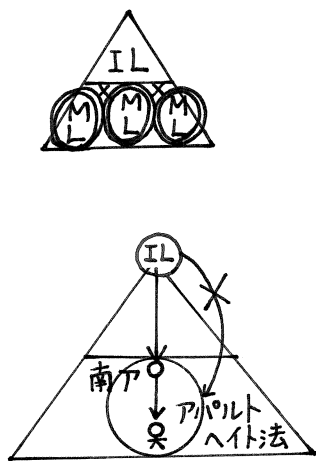
黒板内容

後法 > 前法
 一般法 < 特別法
 前法 < 後法
 (条約法) に関するウィーン (条約)

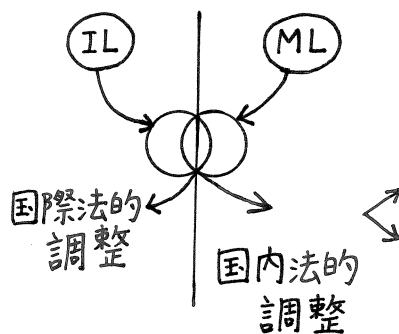
Z11



Z11



Z12



公務員講義録	コース・講義等	外専基本マスター講義	科目	国際法	回数	1

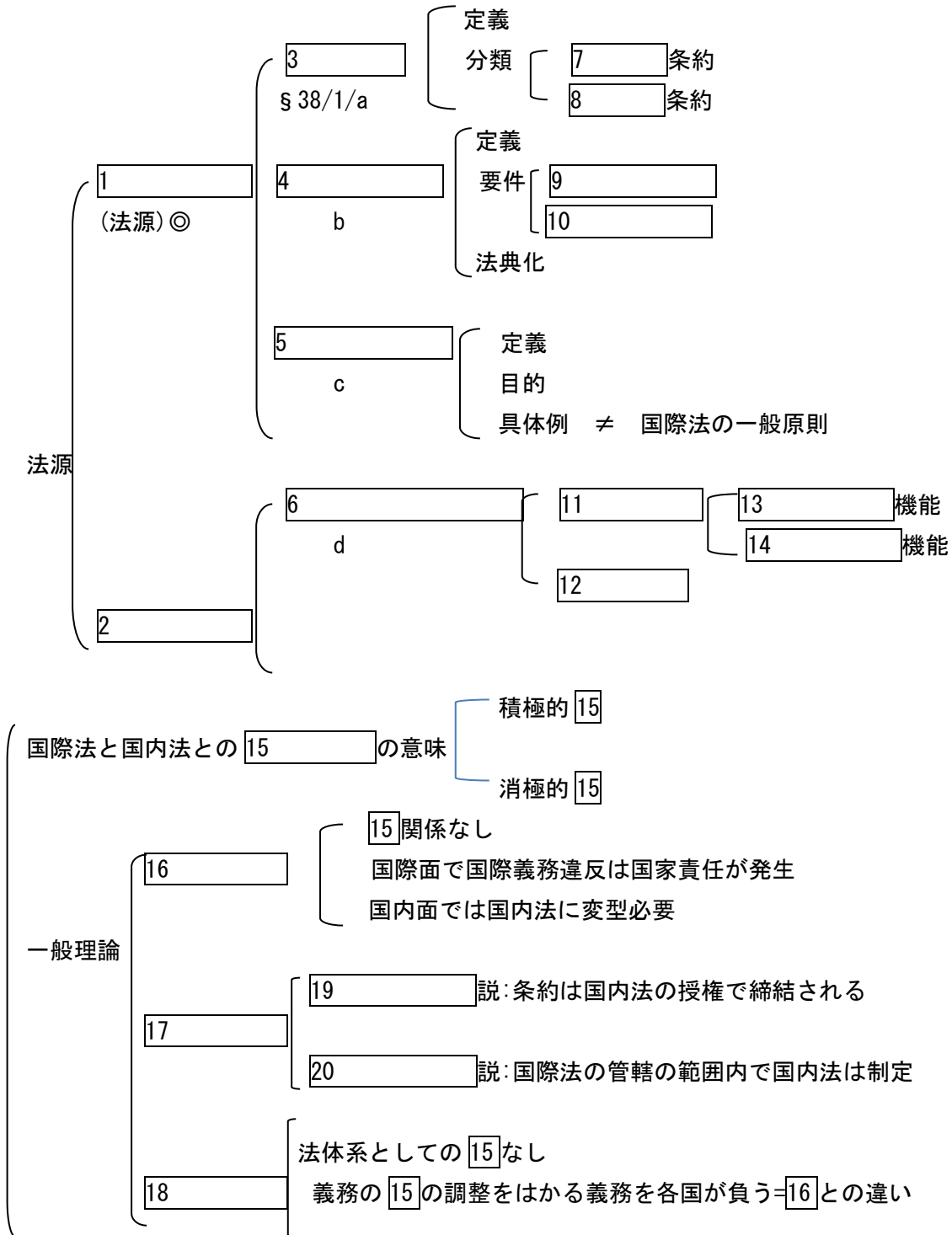
配布物	★テスト類：	[	講師	井能先生
	★その他の配布物1：	[		
	★その他の配布物2：	[		

黒板内容

212

基本マスター第1回 国際法ミニテスト 問題

以下の空欄に入る言葉を記入しなさい。



第1章 国際法の法源について

国際法の法源には、大別して①と②がある。①とは、法の存在形式を意味し、具体的には③、④、⑤がある。これらは、国際司法裁判所(ICJ)規程において裁判基準として規定されている(38条1項 a,b,c)。③とは、国際法によって規律される国際法主体の間の文書による合意をいい、⑦と⑧の分類がある。また、法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習を④といい、⑨と⑩をその成立要件とする。さらに、世界の主要法系諸国の国内法に共通する原則を⑤といい、法の欠缺により裁判不能に陥ることを防止するために補助的に導入された経緯がある。①の形成の補助的資料となる②の例として、⑪と⑫を挙げられる。ICJ 規程においては、⑥として規定されている(38条1項 d)。⑪には、④の内容を確認する「⑬機能」と、新しい一般国際法規の形成を促進する「⑭機能」がある。

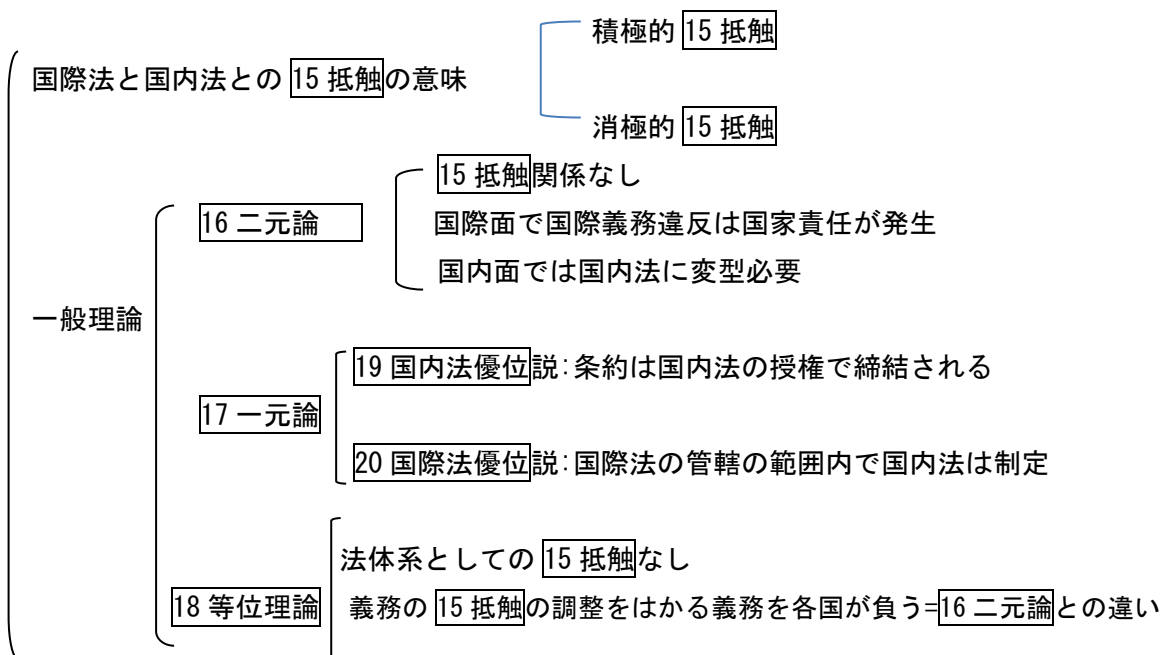
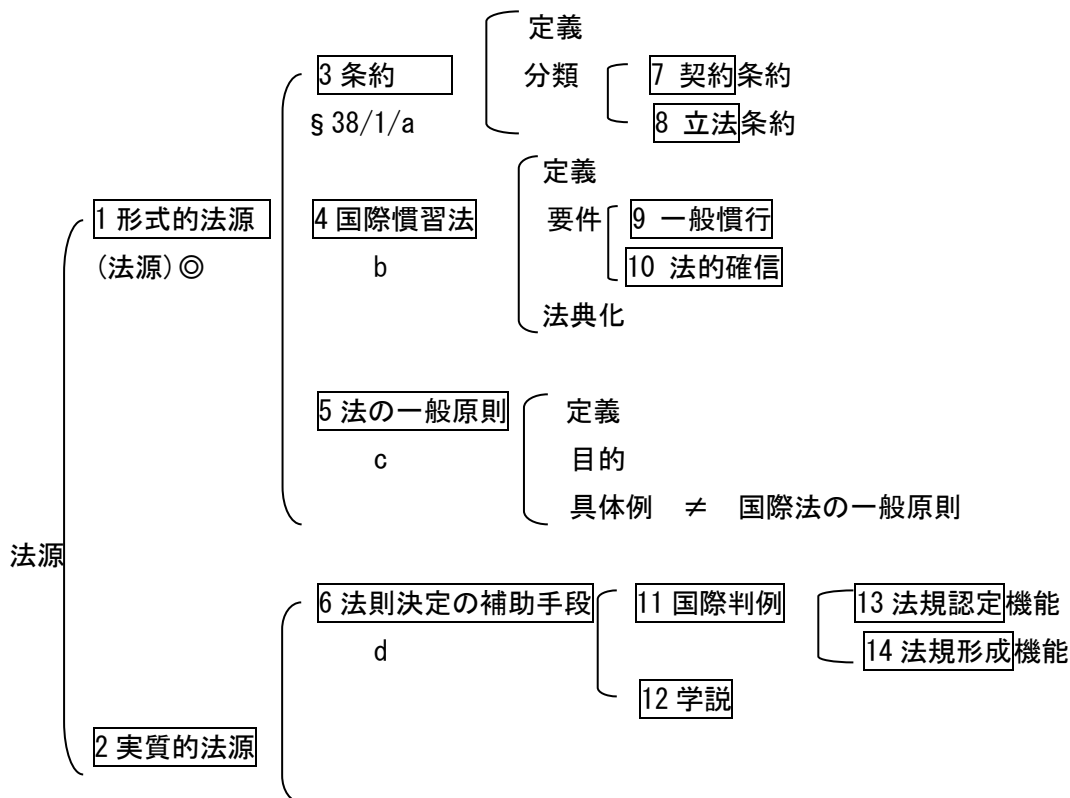
第2章 国際法と国内法の関係について

国際法と国内法は、その規律内容について⑮が生じる場合がある。現存の国内法が国際法に違反する場合を積極的 ⑮といい、国際法上の義務を国内で実施できない状態を消極的 ⑮という。

この国際法と国内法の関係について説明した一般理論として、⑯、⑰および⑱がある。⑯においては、国際法と国内法に法体系としての⑮関係はないとしつつ、国家の国際義務違反については国際面で国家責任が発生し、国内面では国際義務を履行するためには国内法への変型が必要とする。⑰は、上位法が下位法に委任する秩序として国際法と国内法が単一の法体系に属するものとする理論である。⑰には、条約は国内法の授權で締結される国家の対外公法だから国際法の妥当根拠は国内法にあるという⑲説と、国家は国際法の場所的・事項的管轄権の範囲内で国内法を制定するから国際法は国内法に優位するという⑳説とがある。これに対して、⑱は、国際法と国内法に法体系としての⑮はないとしつつ、両法の規律する内容が重なる時義務の⑮が生じうるとし、この義務の⑮を調整すべき法的義務を各国が負うとする点で、⑯と異なる。

基本マスター第1回 国際法ミニテスト 解答

以下の空欄に入る言葉を記入しなさい。



第1章 国際法の法源について

国際法の法源には、大別して **1 形式的法源** と **2 実質的法源** がある。**1 形式的法源** とは、法の存在形式を意味し、具体的には **3 条約**、**4 国際慣習法**、**5 法の一般原則** がある。これらは、国際司法裁判所(ICJ)規程において裁判基準として規定されている(38条1項 a,b,c)。**3 条約** とは、国際法によって規律される国際法主体の間の文書による合意をいい、**7 契約条約** と **8 立法条約** の分類がある。また、法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習を **4 国際慣習法** といい、**9 一般慣行** と **10 法的確信** をその成立要件とする。さらに、世界の主要法系諸国の国内法に共通する原則を **5 法の一般原則** といい、法の欠缺により裁判不能に陥ることを防止するために補助的に導入された経緯がある。**1 形式的法源** の形成の補助的資料となる **2 実質的法源** の例として、**11 国際判例** と **12 学説** を挙げられる。ICJ 規程においては、**6 法則決定の補助手段** として規定されている(38条1項 d)。**11 国際判例** には、**4 国際慣習法** の内容を確認する「**13 法規認定機能**」と、新しい一般国際法規の形成を促進する「**14 法規形成機能**」がある。

第2章 国際法と国内法の関係について

国際法と国内法は、その規律内容について **15 抵触** が生じる場合がある。現存の国内法が国際法に違反する場合を積極的 **15 抵触** といい、国際法上の義務を国内で実施できない状態を消極的 **15 抵触** という。

この国際法と国内法の関係について説明した一般理論として、**16 二元論**、**17 一元論** および **18 等位理論** がある。**16 二元論** においては、国際法と国内法に法体系としての **15 抵触** 関係はないとしつつ、国家の国際義務違反については国際面で国家責任が発生し、国内面では国際義務を履行するためには国内法への変型が必要とする。**17 一元論** は、上位法が下位法に委任する秩序として国際法と国内法が単一の法体系に属するものとする理論である。**17 一元論** には、条約は国内法の授權で締結される国家の対外公法だから国際法の妥当根拠は国内法にあるという **19 国内法優位** 説と、国家は国際法の場所的・事項的管轄権の範囲内で国内法を制定するから国際法は国内法に優位するという **20 国際法優位** 説とがある。これに対して、**18 等位理論** は、国際法と国内法に法体系としての **15 抵触** はないとしつつ、両法の規律する内容が重なるとき義務の **15 抵触** が生じうるとし、この義務の **15 抵触** を調整すべき法的義務を各国が負うとする点で、**16 二元論** と異なる。